

高知市発注の建設工事等にかかる事故対応マニュアル

令和4年1月

高知市都市建設部
技術監理課

目 次

高知市発注の建設工事等に係る事故対応マニュアル・・・	1～2
事故速報（様式1）、事故報告書（様式2）、	
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～10
工事等事故対応フロー（レベルⅠ～Ⅲ）・・・・・・・・	11～13
事故報告タイムスケジュール・・・・・・・・	14

高知市発注の建設工事等に係る事故対応マニュアル

本マニュアルは、本市が発注する建設工事等における事故発生時の対応・報告に関するマニュアルであり、市及び工事受注者等双方で迅速・適切な対応を図ることを目的とするものである。

1 工事受注者等の事故への対応

工事受注者等は、工事現場等で事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一として、工事等対応フロー（P11～P13）を参考に、現場において必要な措置を講じるとともに、本マニュアルに定める報告を監督職員（工事担当課）に行うこと。

2 用語の定義

このマニュアルにおいて使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「報告」とは、電話等による通報、様式1「事故速報」(P6)によるメールまたはFAX等による速報（速報第一回、経過報告）及び、様式1「事故速報（最終版）」(P7)、様式2「事故報告書」(P8)による最終的な報告をいう。
- (2) 「休業日数」とは、負傷・疾病による療養のため、働くことができなかった日数をいう。
- (3) 「労働災害」とは、業務上の事由または通勤途上で、負傷・疾病・死亡する災害のことをいう。
- (4) 「建設工事等」には、委託業務（公共工事にかかる地質調査、測量業務、設計業務、維持管理業務等）を含む。なお、委託業務の場合は「工事」を「業務」に読み替えるものとする。
- (5) 「工事受注者等」とは、工事又は委託業務等の契約の相手方をいう。

3 報告を要する事故の範囲

このマニュアルにおいて、報告の対象となる事故は、本市が発注した建設工事等において発生した事故で、表－1（P3）の何れかに該当する事故とする。

4 事故発生時の報告

(1) 通報

- ① 工事受注者等は事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一に行い、事故現場の現状保存、各関係機関への通報等必要な措置を行うとともに、直ちに監督職員（工事担当課）に通報する。

- ② 死亡等重大な事故（表－3（P5）に規定するレベルⅢ）が発生し，前号①による通報を受けた工事担当課長は，直ちに部局長及び関係部局に報告する。

（2）速報

- ① 工事受注者等は，（1）①の通報後，速やかに工事担当課長に様式1「事故速報」（速報第1回及び経過報告）（P6）による速報を行う。

- ② 工事担当課長は，前号の速報を受け速やかに，都市建設部技術監理課長にその写しを送付する。なお，速報の場合は決裁を要しない。

（経過報告の回数は修正版もカウント。（例）速報第2回の修正：速報第3回）

発生した事故が死亡等の重大な事故（表－3（P5）に規定するレベルⅢ）の場合，工事担当課長は，前号①による速報を受け，必要に応じて関係部局担当課長宛てにその写しを送付するとともに，緊急の広報が必要な場合はその対応を行うこと。

（3）最終的な報告

- ① 工事受注者等は，事故後の措置及び再発防止策の検討後，速やかに工事担当課長に様式2「事故報告書」（P8）による最終的な報告を行う。

- ② 工事担当課長は，前号①の最終的な報告を受けた場合，様式2「事故報告書」（P8）に記載された内容について事実関係を確認のうえ，速やかに都市建設部技術監理課長にその写しを送付する。

（4）契約課との情報共有

- ① 工事担当課長は，最終的な報告を受けた後，速やかに総務部契約課長にその写しを送付する。

- ② 契約課長は，公共工事に関わる事故・災害等の報道や関係機関等からの情報を得た場合は，工事担当課長，技術監理課長に送付するなど相互に情報共有を図る。

（5）事故発生現場の安全確認，指導

- ① 工事担当課長は，最終的な報告を受けた後，事故後の措置（再発防止策等）を確認のうえ，必要な場合には工事受注者等に指導を行う。

- ② 工事担当課長は，技術監理課長から事故後の措置（再発防止策等）について指導を受けた場合は，指導内容に基づく事故発生現場の改善を速やかに行い，技術監理課長に報告する。

（6）その他

事故発生が夜間，休日の場合や市民からの通報等にも迅速に対応できるよう，各部・局における緊急時の連絡体制の整備を行うとともに，関係部署間の連携について日頃から配慮すること。

表－1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
<p>(1) 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。また、資機材・工場製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>(2) もらい事故（第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故）</p>	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p>
<p>(3) 死傷公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p>
<p>(4) 物損公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。</p>
<p>(5) その他 （労働安全衛生規則第96条関係で報告が定められている事故等）</p>	<p>事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。</p>

表－２ 事故の分類と報告様式

○：報告（登録）を要する，×：報告（登録）不要

事故の分類	レベル	区分	事故速報 様式 1	事故報告書 様式 2	労働基準 監督署 への報告
労働災害	I	休業日数 4 日 未満	○	○	○
	II, III	休業日数 4 日 以上			
もらい事故	I	休業日数 4 日 未満	○	○	×
	II, III	休業日数 4 日 以上			○
死傷公衆 災害	II, III	休業日数 4 日 未満	○	○	必要に応じて 報告
		休業日数 4 日 以上			
物損公衆 災害	I	軽微なもの ※注 1	○	○	
	II, III	その他			
その他 ※注 2	I～III	第 96 条関係 など	○	○	○

※休業日数や事故の影響など速報第 1 回の時点で未確定の場合，経過報告等の情報を受け，技術監理課と工事担当課の協議により，レベルや報告方法等の決定をする。

※注 1. 「物損公衆災害」で報告を要する軽微なものとは，第三者の資産に損害を与えた事故により，第三者の死傷に繋がる可能性がないもの。

※注 2. 「その他」で報告を要するものは，労働安全衛生規則第 96 条関係で労働基準監督署への届出（報告）が必要なものや，不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。

（例）クレーンのワイヤロープ切断に伴う事故など，労働基準監督署への届出（報告）を行う必要があるもの

表-3 レベル区分

レベル	区 分	内 容
I	軽微な事故	休業4日未満の人身事故（但し、死傷公衆災害を除く）、並びに物損公衆災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響がない場合など
II	重度の事故	休業4日以上的人身災害（但し、死傷公衆災害は死亡以外全て）、並びに物損公衆災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響がある場合など
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、クレーンの転倒などの大規模な事故など
IV	—	レベルIIIのうち、事故原因究明や事故防止対策の検討に高度な判断を要するものとして、別途の対応が必要となる場合など

事故速報 報告日時 令和 年 月 日 時 分

課			
係	係長	課長補佐	課長

報告者		受理者	
工 事 件 名			
工 期			
請 負 金 額			

受 注 者 名	
現 場 代 理 人	
連 絡 先	

いつ 令和 年 月 日 () 時 分頃 天候

どこで

だれが (何が) 原因者 1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. その他(例:落石や不発弾等)

氏名	
勤務先	
備考	

どうした 時に発生状況 1. 現場作業中 2. 通行中 3. その他※詳細は、内容欄に記載のこと

内容

だれが (何が) 被災者 1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 4. その他(備考欄詳細)

氏名		住所				
勤務先		下請の場合 次	連絡先		男・女	オ
備考						

どうなった 1. 物損 2. 負傷 3. 死亡 ※詳細は、下記に記載のこと

傷病の程度等				
病院名		搬送手段		救急車・通勤用車両・その他の車両

周囲への影響 1. 多い 2. 少ない 3. なし ※詳細は、内容欄に記載のこと

内容

関係機関への連絡有無	警察署		上下水道		N T T			
	労基署		四国電力		道路管理者		その他	
	消防署		四国ガス		交通関係		(署、店名を記入)	

添付資料 ・現場見取図 ・現場写真 ・事故状況 ・その他()

※添付資料の該当に○印

※下記2項目は、最終報告までに記入すること

事故後の対応 (応急処置等)	
事故の原因	

工事担当課指示事項 (工事担当課が記入)	
----------------------	--

※受理者の方へ:事故発生時、太枠欄の情報を至急確認し、TEL等で通報して下さい。その他は、確認後の第2、第3報でよい。

【記入例 物損公衆災害(軽微)】

(速報第 ~~一~~ 回・最終版)

様式1

事故速報

報告日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日
時 分

報告者 〇〇〇〇 受理者 〇〇〇〇

工 事 件 名	〇〇〇 工事
工 期	R〇〇.〇.〇 ~ R〇〇.〇.〇
請 負 金 額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

課			
係	係長	課長補佐	課長

受 注 者 名	〇〇〇〇
現 場 代 理 人	〇〇〇〇
連 絡 先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

いつ 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分頃 天候 晴れ
どこで

だれが (何が) 原因者	① 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. その他(例:落石や不発弾等)			
	氏 名	〇〇〇〇	住 所	
	勤 務 先	〇〇〇〇〇	下請けの場合3次	連絡先 男・女 才
	備 考			

どうした 時に 発生状況	① 現場作業中 2. 通行中 3. その他※詳細は、内容欄に記載のこと			
	内容	薬液注入作業終了後、機材を4tユニック車で片づけている時、ブームの先端が、NTTの架空線に接触し、そのままブームを下げた。		

だれが (何が) 被災者	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 ④ その他(備考欄詳細)			
	氏 名		住 所	
	勤 務 先		下請の場合 次	連絡先 男・女 才
	備 考	NTTの架空線2本が		

どう なった	① 物損 2. 負傷 3. 死亡 ※詳細は、下記に記載のこと			
	傷病の 程度等	破損した。		
	病 院 名	搬送手段	救急車・通勤用車両・その他の車両	

周囲への 影響	1. 多い ② 少ない 3. なし ※詳細は、内容欄に記載のこと			
	内容	周辺住宅、店舗あわせて2件の電話が不通となる。		

関係 機関への 連絡有無	警 察 署	上 下 水 道	N T T	NTT西日本	四国通建
	労 基 署	四 国 電 力	道 路 管 理 者		そ の 他
	消 防 署	四 国 ガ ス	交 通 関 係		(署、店名を記入)
添付資料	・現場見取図		・現場写真	・事故状況	・その他()

※添付資料の該当に○印

※下記2項目は、最終報告までに記入すること

事故後の対応 (応急処置等)	PM4:59 事故後、即NTTに電話し修理を依頼。(道路規制は維持) PM6:00 NTT復旧開始。 PM7:00 NTT復旧完了。
-------------------	--------------------------------------------------------------------------

事故の原因	・合図誘導者が、他の作業(路面清掃)しており、作業者が周囲の状況を把握していなかった。 ・電線にポリ管がされていなかった。
-------	------------------------------------------------------------------

工事担当課指示事項 (工事担当課が記入)	
-------------------------	--

※受理者の方へ:事故発生時、太枠欄の情報を至急確認し、TEL等で通報して下さい。
その他は、確認後の第2、第3報でよい。

様式2

課				部		
係	係長	課長補佐	課長	副部長	副部長	部長

令和 年 月 日

事故報告書

高知市

部(局)

課長 様

受注者名

工 事 件 名	名 称					
	請 負 金 額		工期	令和 年 月 日 から		
	現場代理人氏名			令和 年 月 日 まで		
発 生 日 時 等	令和 年 月 日 (曜日)		時 分頃	天気		
発 生 場 所	高知市					
被 災 者 (被災物件)	氏 名 (物件名)	年令	性別	業 種	傷病等の程度	休業見込日数
	業 者 名 又 は 勤 務 先				下 請 の 場 合	次
	事業所又は自宅所在地					
事故発生状況						
事故の原因						
事故後の措置 (再発防止策)						
事故の分類	・労働災害 ・もらい事故 ・死傷公衆災害 ・物損公衆災害 ・その他()					
添付資料等	・死傷病報告書(労基署提出分の写し) ・診断書(写し) ・現地見取り図 ・工事写真 ・事故状況図 ・構築物の構造図等 ・埋設物位置図等 ・その他()					

- 備 考
- 1 事故の分類については、該当するものに○をつけること。
 - 2 添付する書類を○で囲むこと。

記入例 死傷公衆災害(重度)

課				部		
係	係長	課長補佐	課長	副部長	副部長	部長

令和 年 月 日

事故報告書

高知市 ○○○○○ 部(局)
○○ ○○ 課長 様

受注者名 ○ ○ ○ ○

工 事 件 名	名 称	○○○○○工事				
	請 負 金 額	○,○○○,○○○円		工期	令和 ○○年 ○○月 ○○日から	
	現場代理人氏名	○○ ○○			令和 ○○年 ○○月 ○○日まで	
発 生 日 時 等	令和 ○○年 ○○月 ○○日 (○曜日) ○○時 ○○分頃 天気 曇り					
発 生 場 所	高知市 ○○町 ○○-○○					
被 災 者 (被災物件)	氏 名 (物件名)	年齢	性別	業 種	傷病等の程度	休業見込日数
	○○ ○○	○○	男	通行人	肋骨の骨折(ヒビ)	○○日
	業 者 名 又 は 勤 務 先	○○○○○			下請の場合 次	
	事業所又は自宅所在地	○○○○○				
事 故 発 生 状 況	<p>取付管撤去完了後、路盤で開放(当初地盤高まで復旧)していた現場に窪み(深さ100mm×800mm)ができていたため、走行中のバイクがその窪みにハンドルを取られて転倒した。</p> <p>15:11 事故発生</p> <p>15:15 ○○署へ通報。救急の出動依頼</p> <p>15:25 担当監督職員に現場の状況を通報。</p> <p>16:33 当該業者が補修完了を担当監督職員へ報告。被災者と面談。</p>					
事 故 の 原 因	<p>作業進捗上、仮復旧まで行わず路盤のまま通行を開放したことが原因で、その後の雨や車両等により、道路に窪みが生じたと考えられる。</p>					
事 故 後 の 措 置 (再発防止策)	<p>事故発生現場及び工事範囲内の全ての路盤開放部分について、仮復旧を行うよう指示した。</p> <p>また、今後は、掘削箇所については、必ず仮復旧を全て完了してから解放するよう強く指導した。</p>					
事 故 の 分 類	<p>・労働災害 ・もらい事故 ○・死傷公衆災害 ・物損公衆災害 ・その他()</p>					
添 付 資 料 等	<p>・死傷病報告書(労基署提出分の写し) ・診断書(写し) ○・現地見取り図 ○・現場写真</p> <p>・事故状況図 ・構築物の構造図等 ・埋設物位置図等 ・その他()</p>					

- 備 考
- 1 事故の分類については、該当するものに○をつけること。
 - 2 添付する書類を○で囲むこと。

労働安全衛生規則【参考資料】

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
 - イ 火災又は爆発の事故(次号の事故を除く。)
 - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転対の破裂の事故
 - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
 - ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
 - 二 令第一条第三号のボイラー(小型ボイラーを除く。)の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
 - 三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
 - 四 クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 五 移動式クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 六 デリック(クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 七 エレベーター(クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。)の次の事故が発生したとき
 - 八 建設用リフト(クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 九 令第一条第九号の簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

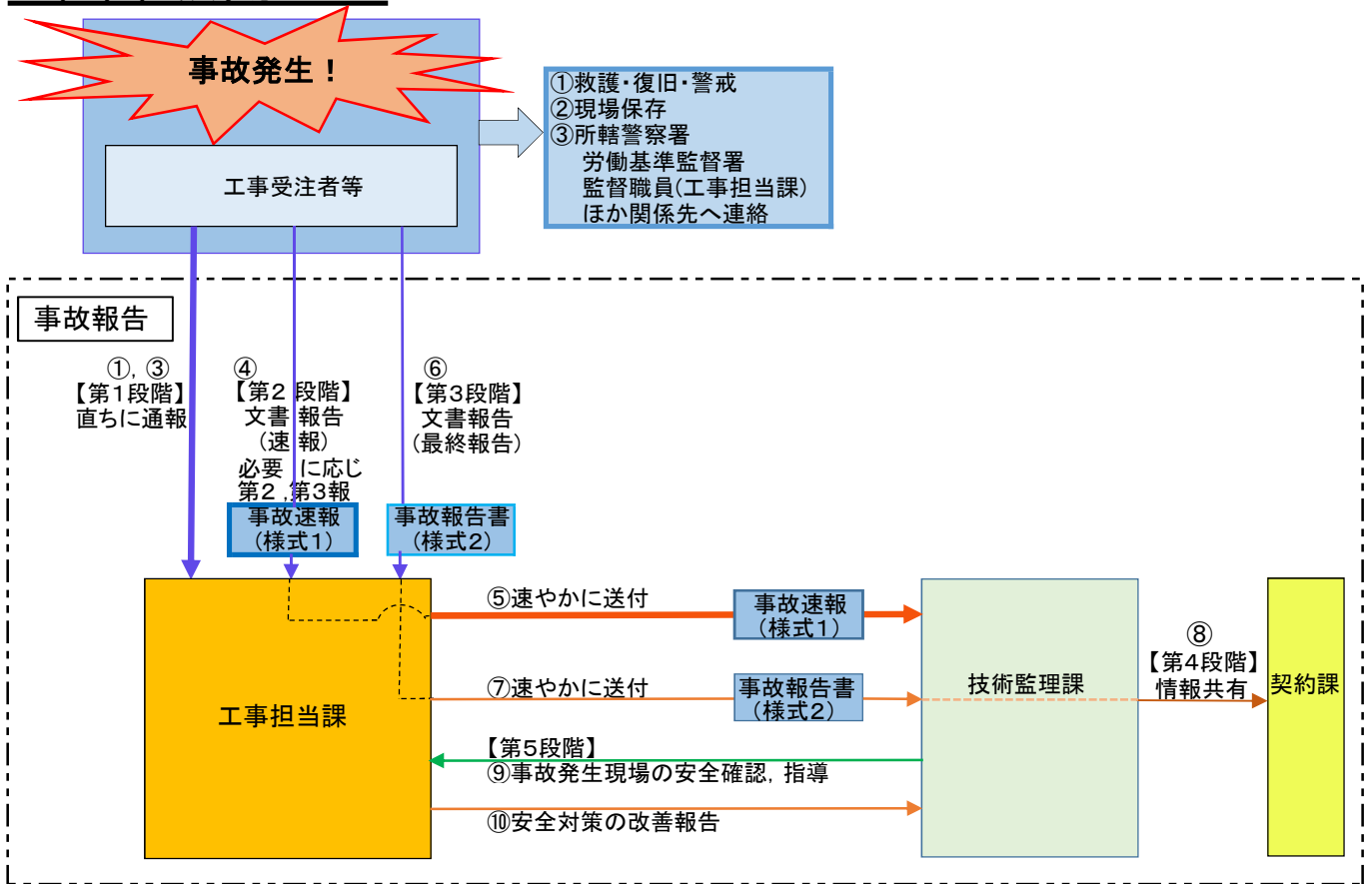
(労働者死傷病報告)

第九十七号 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前号の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

レベルⅠ 軽微な事故の場合

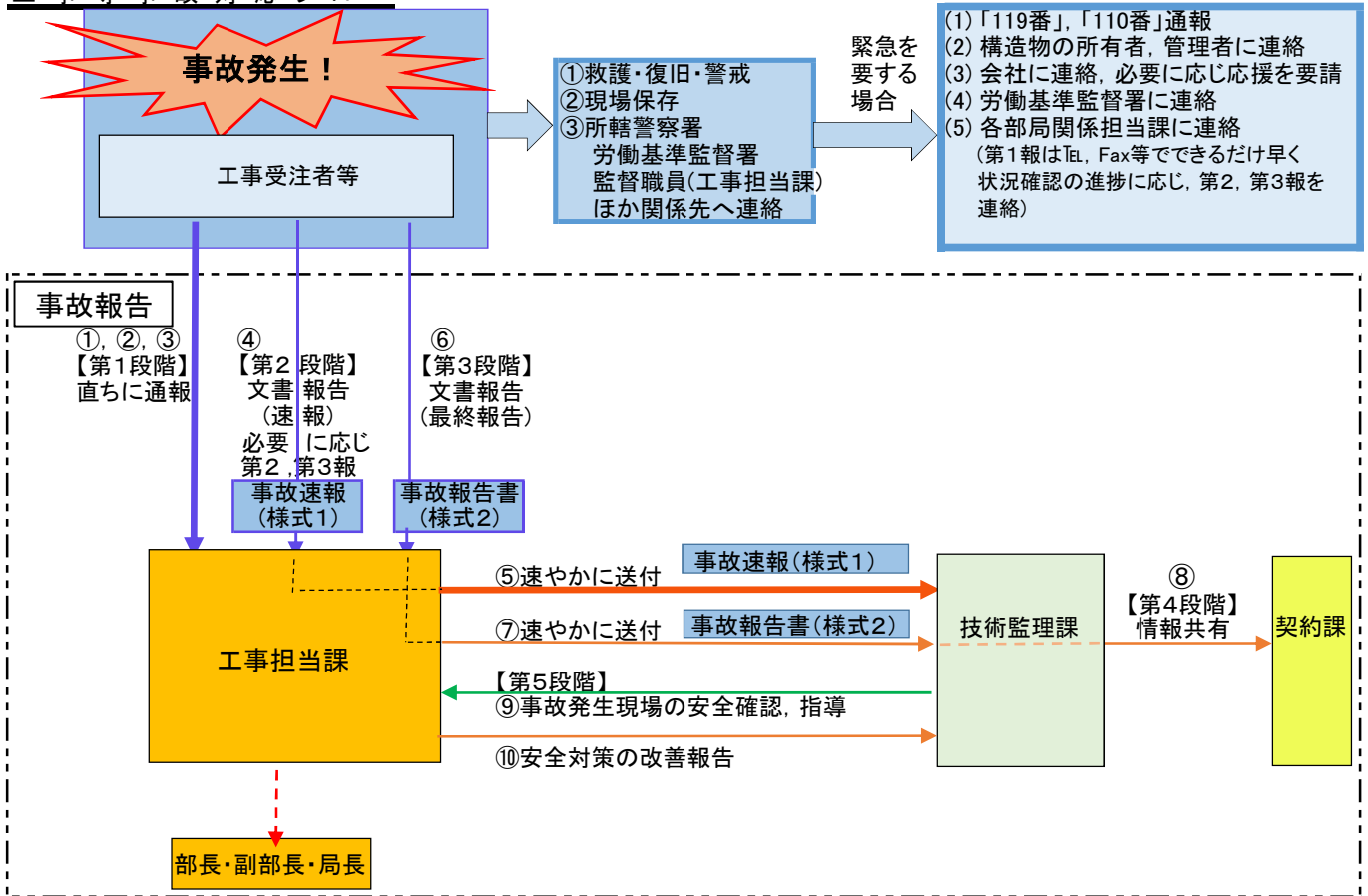
工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)		
工事受注者等	①	発生(発見)後直ちに 事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示する (人命救助, 二次災害の防止を第一に)
	②	事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置等)を指示する
	③	事故及び災害の発生状況, 事故の程度を把握するため, 現地確認, 関係者からの事情聴取を行い, 監督職員(工事担当課)及び各関係先に通報する
	③'	先方の指示により 警察, 労働基準監督署, 施設管理者及び関係先の現地調査, 事情聴取に対応する
第2段階 文書報告(速報)		
工事受注者等	④	③が終わり次第速やかに事故速報 工事担当課に「事故速報」(様式1)により, 報告する(必要に応じて, 第2, 第3報する)
工事担当課	⑤	④を受けて速やかに 技術監理課に「事故速報」(様式1)の写しを送付する(技術監理課は, 必要に応じ情報収集)
第3段階 文書報告(最終報告)		
工事受注者等	⑥	③'が終わり次第速やかに 工事担当課に「事故報告書」(様式2)により, 最終報告する
工事担当課	⑦	⑥を受け速やかに 技術監理課に「事故報告書」(様式2)の写しを送付する
第4段階 契約課への情報共有		
工事担当課	⑧	⑥を受け速やかに 契約課に「事故報告書」(様式2)の写しを送付する
第5段階 事故発生現場の安全確認, 指導等		
技術監理課	⑨	⑦を受け速やかに 工事担当課に対し, 事故発生現場の安全確認, 指導を実施
工事担当課	⑩	⑨を受け速やかに 技術監理課から事故後措置について, 指導を受けた場合は, 現場の安全対策について改善を行い, 報告する

レベルⅡ 重度の事故の場合

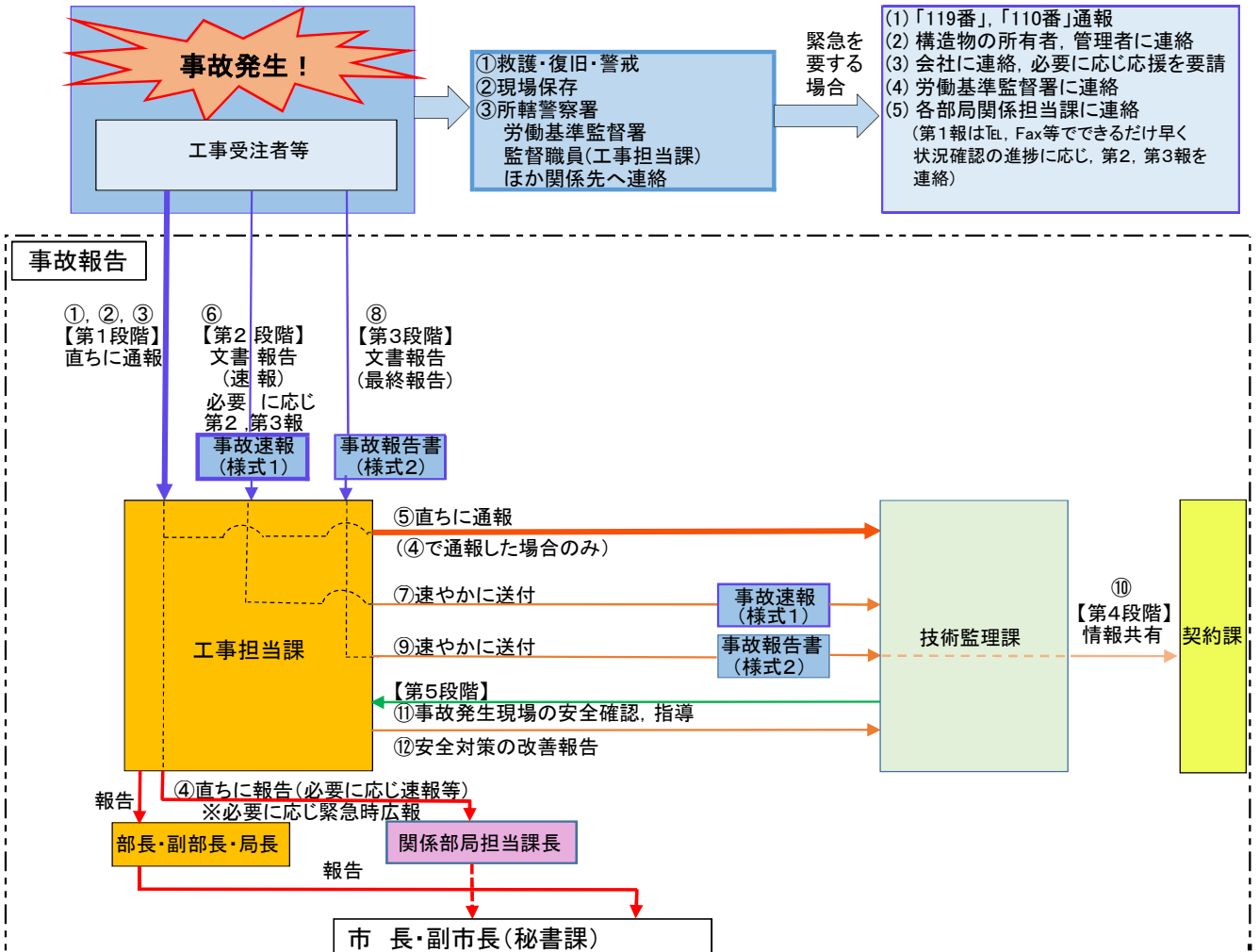
工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)		
受注者等	①	発生(発見)後直ちに 事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示する(人命救助、二次災害の防止を第一に) 緊急を要する場合 (1) 「119番」「110番」に通報し、救急車、消防車、パトカー等の出動を要請 (2) ガス管、水道管、電気及び電話ケーブルの切断、交通量の多い幹線道路を封鎖した場合は、110番、119番通報と同時に施設管理者に連絡 (3) 会社に連絡(応援要請等) (4) 労働基準監督署に連絡(休日、夜間でも連絡する) (5) 各部署関係担当課に通報(Tel・Faxで可、状況に応じて第2、第3報を連絡)
	②	事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置等)を指示する
	③	事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、監督職員(工事担当課)及び各関係先に通報する
	③'	先方の指示により 警察、労働基準監督署、施設管理者及び関係先の現地調査、事情聴取に対応する
第2段階 文書報告(速報)		
工事受注者等	④	③が終わり次第速やかに事故速報
工事担当課	⑤	④を受けて速やかに 技術監理課に「事故速報」(様式1)の写しを送付する(技術監理課は必要に応じ情報収集)
第3段階 文書報告(最終報告)		
工事受注者等	⑥	③'が終わり次第速やかに
工事担当課	⑦	⑥を受け速やかに 技術監理課に「事故報告書」(様式2)の写しを送付する
第4段階 契約課への情報共有		
工事担当課	⑧	⑥を受け速やかに 契約課に「事故報告書」(様式2)の写しを送付する
第5段階 事故発生現場の安全確認、指導等		
技術監理課	⑨	⑦を受け速やかに 工事担当課に対し、事故発生現場の安全確認、指導を実施
工事担当課	⑩	⑨を受け速やかに 技術監理課から事故後措置について、指導を受けた場合は、現場の安全対策について改善を行い、報告する

レベルⅢ 死亡等重大な事故の場合

工事等事故対応フロー



誰が	いつ	どうする
第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)		
工事受注者等	①	発生(発見)後直ちに 事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示する (人命救助、二次災害の防止を第一に) 緊急を要する場合 (1) 「119番」「110番」に通報し、救急車、消防車、パトカー等の出動を要請 (2) ガス管、水道管、電気及び電話ケーブルの切断、交通量の多い幹線道路を封鎖した場合は、110番、119番通報と同時に施設管理者に連絡 (3) 会社に連絡(応援要請等) (4) 労働基準監督署に連絡(休日、夜間でも連絡する) (5) 各部局関係担当課に通報(Tel・Faxで可、状況に応じて第2、第3報を連絡)
	②	事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置等)を指示する
	③	事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの聴取を行い、各部局監督担当課職員(委託監督員含む)及び各関係先に通報する
	③'	警察、労働基準監督署、施設管理者及び関係先の現地調査、事情聴取に対応する
	④	死亡等重大な事故の場合は、各関係部局へ報告するとともに緊急広報が必要な場合はその対応を行うこと。
工事担当課	④ 通報を受け直ちに ⑤	上記で通報した場合は、技術監理課へ報告(技術監理課は必要に応じ情報収集)
第2段階 文書報告(速報)		
工事受注者等	⑥	③が終わり次第速やかに事故速報
工事担当課	⑦	⑥を受けて速やかに 技術監理課に「事故速報」(様式1)の写しを送付する。
第3段階 文書報告(最終報告)		
工事受注者等	⑧	③'が終わり次第速やかに事故報告
工事担当課	⑨	⑧を受けて速やかに 技術監理課に「事故報告書」(様式2)の写しを送付する
第4段階 契約課への情報共有		
工事担当課	⑩	⑧を受け速やかに 契約課に「事故報告書」(様式2)の写しを送付する
第5段階 事故発生現場の安全確認、指導等		
技術監理課	⑪	工事担当課に対し、事故発生現場の安全確認、指導を実施
工事担当課	⑫	⑪を受け速やかに 技術監理課から事故後措置について、指導を受けた場合は、現場の安全対策について改善を行い、報告する

■ 事故報告 タイムスケジュール

目標時間	事故発生！	30分程度	1時間程度	速やかに		
工事受注者等	現場代理人	【第一報】 ・「人命救助」「復旧」「警戒」等を指示 ・事故現場の現状保存(立入禁止措置等)を指示 ・工事監督職員(工事担当課)へ第一報を入れる。(事故速報(様式1)太枠欄事項)	【速報】 ・事故発生状況を事故速報(様式1)に記入し、工事監督職員(工事担当課)へ報告する。	【続報】 ・事故後経過状況の続報報告(第2報、第3報等)をする。…(様式1)	【最終報告】 ・最終報告を事故報告書(様式2)で行う。事故後の措置(再発防止策)等については、詳細内容を添付し提出する。	
		工事担当課	(正)監督職員	・受注者からの第一報を受けたら、直ちに係長、補佐、課長に報告するとともに、現場に赴き、事故の状況把握を行う	①現場で確認してきた内容を上司に報告する	・続報(第2報、第3報を受けたら、部長・副部長、技術監理課等、関係部局に報告する (軽微or重大の判断)
(副)監督職員	②事故速報(様式1)を受け、部長・副部長、技術監理課等、関係部局に報告する (軽微or重大の判断)					
係長			③県(国)への報告 ※補助事業の場合			
課長補佐	・事故発生の第一報を受けたら、部長・副部長、技術監理課等、関係部局に報告する					
課長						
部局長	副部長		※重大事故の場合は、直ちに副市長、市長に報告する。		※重大事故の場合は、事故報告書、事故後の措置(再発防止策)の詳細について、協議を行い、安全対策等を確認した後、工事を再開することを副市長、市長に報告する。	
	部長					
	副市長					
	市長					